



警察庁丁保発第6号

平成23年1月21日

厚生労働省医薬食品局審査管理課
化学物質安全対策室長 殿

警察庁生活安全局保安課長



シアン化金カリウムを取り扱う事業者への指導について（依頼）

去る1月7日、栃木県内の非鉄金属製造会社においてシアン化金カリウム1,100グラムが盗難に遭った旨の届出がなされたところではありますが、この他にも、昨年末に岡山県内の鍍金工場においてシアン化金カリウムが盗難被害にあったと思われる届出がなされているところでもあります。

ご承知のとおりシアン化金カリウムは毒物及び劇物取締法で規定する毒物であり、栃木県内で発生したシアン化金カリウムは約900人分の致死量に相当する青酸カリを含むものであり、現在、両県警察におきましては、鋭意捜査を行うとともに不測の事態に備えて警戒強化等に努めているところでもあります。

いずれの事案につきましても、保管管理に係る違反事項はなかったものの盗難事件が発生していることから、今後ともこの種事案が続発すると国民生活に混乱が生じるとともに国民に大きな不安感を与えることになります。

そこで、当庁におきましては、同種事案の再発防止のため、都道府県警察を通じて鍍金工業組合等への指導等を行うこととしておりますが、貴省におかれましても、シアン化金カリウムの取扱事業者を指導監督をする都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、取扱事業者に下記の事項について指導を徹底するよう格段の御配慮をお願いします。

記

- 1 シアン化金カリウムは、犯罪に供用されるおそれがあることを十分認識し、盗難、紛失等を防止するための自主管理体制を強化すること。
- 2 貯蔵・保管設備の点検整備等の保管管理を徹底すること。
- 3 シアン化金カリウムの保管状況の点検、出納簿冊と物品との照合を定期的実施すること。
- 4 盗難等の事案が発生したとき又は盗難等に遭った物質が発見されたときは、直ちに警察に連絡すること。